

参議院農林水産委員会會議録第十二号

平成十一年四月二十日(火曜日)
午前十一時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

野間 趙君

岩永 浩美君

三浦 一水君

和田 洋子君

須藤美也子君

村沢 牧君

委員

岸 宏一君

国井 正幸君

佐藤 昭郎君

中川 義雄君

長峯 基君

森下 博之君

小川 敏夫君

郡司 彰君

風間 昶君

木庭健太郎君

大沢 辰美君

谷本 頼君

阿曾田 清君

石井 一二君

中川 昭一君

政府委員

農林水産大臣

農林水産省食品
流通局長

事務局側

常任委員会専門
員

福島啓史郎君

鈴木 威男君

本日の會議に付した案件

○特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(野間趙君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。中川農林水産大臣。

○國務大臣(中川昭一君) おはようございます。特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

本法は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、金融及び税制上の支援措置を講ずることにより、特定農産加工業者の経営の改善を促進するため、平成元年に五年間の臨時措置として制定されたものであります。

その後、平成六年には本法の有効期限が五年間延長され、本法の活用により、特定農産加工業者の経営改善に一定の成果を上げてきたところであります。また、これまでに輸入自由化等が行われてきた結果、製品の輸入が増加しており、国内生産の維持確保を図るため引き続き経営改善に取り組んでいく必要があります。

このため、本法の有効期間をさらに五年間延長

するとともに、所要の規定の整備を行うこととした次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

卸売市場は、国民生活に不可欠な生鮮食料品等の流通の円滑化を図る上で重要な役割を果たしておりますが、産地の大型化、大型小売店等の要請の高まり、市場外流通の拡大、市場関係者の経営悪化等の状況変化に対処して、その健全な発展と活性化を図ることが急務となっております。

このような状況を踏まえ、関係事業者の経営体質の強化、公正かつ効率的な売買取引の確保、市場再編の円滑化等のための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、卸売市場法の改正についてであります。中央卸売市場における売買取引について、公正かつ効率的でなければならない旨の原則を明示するほか、取引価格等の公表措置の充実を図るとともに、市場利用者の多様な要請に適切に対応するため、開設者が、市場及び品目ごとに、関係者の意見を聞いて定める方法によらなければならないこととしております。

また、市場取引委員会の設置、確実な決済の確保、流通コストの低減に資する規制緩和等に関する規定を整備することとしております。

このほか、中央卸売市場の卸売業者の財務の健全化を図るため、卸売業者に対し必要な改善措置

を命ずる際の基準を明確化するとともに、市場再編の円滑化のための規定等を整備することとしております。

第二に、食品流通構造改善促進法の改正についてであります。

卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化を図るため、農林漁業金融公庫からの資金貸し付けの対象となる卸売市場機能高度化事業に、その経営規模の拡大等を図るための措置を追加することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

近年、食品の多様化、産地の多角化、国際化等の進展と、消費者の食品に対する関心の高まりに対応して、消費者の視点を重視し、消費者が自己の判断で適切に商品を選択することが可能となるよう、食品の表示制度の充実を図ることが求められております。

また、民間の能力の活用、規制緩和及び国際基準との整合性確保の観点から、日本農林規格の制定及び格付の仕組みを見直すことが求められております。

このような内外の情勢変化に対応し、農林物資の規格及び表示に関する制度を見直すこととし、本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、品質の表示に関する制度の充実強化であります。

一般消費者の選択に資するため、飲食料品についての横断的な表示の基準を定め、生鮮食料品については原産地、加工食品については原材料等の表示の基準を定めることとしております。

第二に、有機農産物など生産の方法に特色のある農林物資の表示の適正化であります。

登録認定機関等の認定を受けた生産者が生産するもののみに「有機」などその名称の表示が付されることとなるよう措置することとしております。

第三に、日本農林規格及びその格付に関する制度の改善であります。

日本農林規格の制定に当たっては、国際規格の動向を考慮し、農林物資規格調査会の議決を経なければならぬこととともに、少なくとも五年ごとに既存の規格を見直すこととしております。また、認定を受けた製造業者等がみずから格付して格付の表示を付することが出来る仕組みを導入するとともに、登録格付機関の格付業務等について、営利法人、外国法人が行うことが出来るよう措置することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(野間超君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時八分散会

四月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

一、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

一、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「十年」を「十五年」に改める。

附則(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一条の四第九項中「平成十一年六月三十日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条の八第二項中「平成十一年六月三十日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条の九第三項中「平成十一年六月三十日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項中「平成十一年六月三十日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

(卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案)

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十二条」を「第八十三条」に改める。

第一条第一項中「(一般消費者の日常生活と

密接な関係を有するその他の農畜水産物で政令で定めるものを含む。」を「及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものを」と改める。

第四条第二項第四号中「を行なう」を「又は仲卸しの業務(卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場に係る卸売の業務を行う者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ)を行う」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前二項の規定は、卸売市場整備基本方針の変更について準用する。

第十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 開設者は、第九条第二項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に係る前項の認可の申請をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより選定した卸売業者(第十五条第一項の許可を受けた者をいう。以下この章において同じ)、仲卸業者(第三十三条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ)、第三十六条第一項に規定する売買参加者その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。ただし、第十三条の二第一項の市場取引委員会の意見を聴いたときは、この限りでない。

第十三条の次に次の三条を加える。

(市場取引委員会)

第十三条の二 開設者は、中央卸売市場における売買取引に關し必要な事項を調査審議させるため、業務規程で、市場取引委員会(以下この条において「委員会」という。)を置くことができる。

2 委員会は、業務規程の変更(第九条第二項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に限る。)に關し、及び当該中央卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資する

ため、開設者に対して意見を述べることが出来る。

3 委員会の委員は、卸売業者、仲卸業者、第三十六條第一項に規定する売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、委員会を設置する開設者が委嘱する。

4 前三項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、委員会を設置する開設者が業務規程で定める。

(開設者の地位の承継)

第十三条の三 次の各号のいずれかに該当する地方公共団体であつて、現に開設されている中央卸売市場の開設者から当該中央卸売市場の施設に係る権原を取得し、中央卸売市場の開設者となろうとするものは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて、当該中央卸売市場の開設者の地位を承継することができる。

一 都道府県で、現に開設されている中央卸売市場の開設区域の全部を管轄するもの

二 中央卸売市場の開設に關する事務を処理するために設置される地方自治法第二百八十四條第一項の一部事務組合又は広域連合で、現に開設されている中央卸売市場の開設者である地方公共団体(当該開設者が第八條第二号に規定する一部事務組合又は広域連合である場合にあつては、これらを組織する地方公共団体)が加入し、かつ、当該中央卸売市場の開設区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体のみが組織するもの

三 前項の規定による地位の承継があつたときは、当該中央卸売市場に係る従前の開設者に対する第八條の認可は、その効力を失う。

第九條及び第十條(同条第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の認可について準用する。

(開設者の地位の承継の効果)

第十三条の四 前条第一項の規定による地位の承継後の中央卸売市場(以下この条において

「新卸売市場」という。）に係る業務規程（以下この条において「新業務規程」という。）が次に掲げる要件を満たす場合には、同項の規定による地位の承継前の中央卸売市場（以下この条において「旧卸売市場」という。）の卸売業者（以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。）は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

一 新業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が旧卸売市場卸売業者についての第十五条第一項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいること。

二 新業務規程で新卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあつては、当該数の最高限度が旧卸売市場卸売業者の数を下回っていないこと。

2 新業務規程が次に掲げる要件を満たす場合には、旧卸売市場の卸売業者（以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。）は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として第三十三条第一項の許可を受けたものとみなす。

一 新業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が旧卸売市場卸売業者についての第三十三条第一項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいること。

二 新業務規程で新卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあつては、当該数の最高限度が旧卸売市場卸売業者の数を下回っていないこと。

3 前条第一項の規定による地位の承継前に、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に

より、農林水産大臣が旧卸売市場卸売業者に對してした処分、手続その他の行為又は旧卸売市場卸売業者が農林水産大臣に對してした手続その他の行為は、農林水産大臣が第一項の規定により第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者に對してした処分、手続その他の行為又は第一項の規定により第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者が農林水産大臣に對してした手続その他の行為とみなす。

第十六条第一項第一号中「氏名又は」を削り、同項第二号中「法人である場合にあつては、」を削り、同項第三号中「行なう」を「行おう」に改める。

第十七条第一項第一号中「破産者で復権を得ないものである」を「法人でない」に改め、同項第二号中「禁錮以上の刑に処せられた者又は」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられた者又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないもの

ハ 第四十九条第一項第二号の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受けた原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して三年を経過しないもの

ニ 第四十九条第一項第三号の規定による解任の命令を受けた法人の当該命令による処分の日から起算して三年を経過しないもの

第十七条第一項第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「行なう」を「行おう」に、「第十五条第一項の許可を受けた者（以下この章において「卸売業者」という。）を（卸売業者）」に、「こゝる」を「超える」に改め、同条を同項第七号とし、同条第二項を次のように改める。

2 農林水産大臣は、第十五条第一項の許可の申請をした者が第二十五条第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であるときは、第十五条第一項の許可をしないことができる。

第十七条第三項中「第一項第七号」を「第一項第六号」に改める。

第十九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（純資産額）」を付する。

第二十条に見出しとして「（純資産額の報告等）」を付し、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が定める期間ごとに、農林水産大臣に對し、農林水産省令で定める財産の状況を記載した書類を提出しなければならない。

第二十一条第四項中「及び第二項」を削り、「第十八条中」を「同条第二項中」第十五条第一項の許可の申請をした者」とあるのは「第二十一条第一項又は第二項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人」と、「第十五条第一項の許可」とあるのは「第二十一条第一項又は第二項の認可」と、第十八条中」に改める。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

第二十五条第一項中「第十七条第一項第一号又は第二号」を「第十七条第一項第二号又は第四号」に改め、「卸売業者が法人である場合に

において、その業務を執行する役員のうちこれら各号のいずれかに規定する者に該当する者があることとなつたときを含む。」を削る。

第二十九条から第三十二条までを次のように改める。

（事業報告書の写しの備付け及び閲覧）

第二十九条 卸売業者は、前条の規定による提出を行つたときは、速やかに、同条の事業報告書（農林水産省令で定める部分に限る。）の写しを作成し、農林水産省令で定める期間、主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 卸売業者は、当該卸売業者に對して中央卸売市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（帳簿の区分経理）

第三十条 卸売業者は、中央卸売市場における取引について、農林水産省令で定めるところにより、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

第三十一条及び第三十二条 削除

第三十三条第一項中「（開設者が中央卸売市場内に設置する店舗において当該中央卸売市場の卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）」を削り、「行なつて」を「行つて」に改める。

第三十四条を次のように改める。

（売買取引の原則）

第三十四条 中央卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならぬ。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（売買取引の方法）

第三十四条の二 卸売業者は、中央卸売市場において行う卸売については、次の各号に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、当該各号に掲

げる売買取引の方法によらなければならない。

一 セリ売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの。セリ売又は入札の方法

二 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてセリ売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの。毎日の卸売予定数量のうち、開設者が生鮮食料品等の品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはセリ売又は入札の方法、それ以外の部分についてはセリ売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。）

三 前二号以外の生鮮食料品等として業務規程で定めるもの。セリ売若しくは入札の方法又は相対取引

2 前項第一号及び第二号に掲げる生鮮食料品等（同項第二号に掲げる生鮮食料品等にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、災害の発生その他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者がセリ売又は入札の方法によることが著しく不適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、相対取引によることができるものとする。

3 第一項第二号及び第三号に掲げる生鮮食料品等については、当該市場における入荷量が一時的に著しく減少したときその他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が指示したときは、同項の規定にかかわらず、セリ売又は入札の方法によらなければならない。

4 開設者は、第一項第二号の一定の割合を定

め、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。

5 第十一條第二項の規定は、開設者が第一項第二号の一定の割合を定め、又は変更するものについて準用する。

第三十五條中「行なう」を「行う」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第五十八條第一項の許可を受けて、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合は、この限りでない。

第三十六條第一項中（第三十三條第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）を削る。

第三十八條第一号中「特定物品」を「一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している生鮮食料品等で農林水産省令で定めるもの又は品目若しくは品質が特殊であるため需要が一般的でない生鮮食料品等で農林水産省令で定めるもの」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 当該中央卸売市場における需要が比較的安定している生鮮食料品等であつて、当該需要に対する供給の安定を図る上で卸売業者が自己の計算において卸売をすることが適当であるものとして業務規程で定めものの卸売をするとき。

三 卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき生鮮食料品等を確保する必要がある場合であつて、卸売業者が自己の計算において卸売をすることが適当であるものとして業務規程で定めるとき。

第三十九條中「行なう」を「行う」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該中央卸売市場に係る開設区域内において開設者が指定する場所（農林水産省令で定める特別の事情がある場合において、

農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が当該開設区域の周辺の地域における一定の場所を指定したときは、その場所を含む。）にある生鮮食料品等の卸売をするとき。

二 開設者が、農林水産省令で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、当該中央卸売市場に係る開設区域内において卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等の卸売をすることについて、当該中央卸売市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めたとき。

第四十四條の次に次の一条を加える。

（決済の確保）

第四十四條の二 中央卸売市場における売買取引（卸売のための販売の委託の引受けを含む。）を行う者の決済は、支払期日、支払方法その他の決済の方法であつて業務規程で定めるものによりしなければならない。

第四十六條の見出しを「開設者による卸売予定数量等の公表」に改め、同条第一項中「入荷数量」を「卸売予定数量」に、「見易い」を「見やすい」に改める。

第四十六條の次に次の一条を加える。

（卸売業者による卸売予定数量等の公表）

第四十六條の二 卸売業者は、前条第一項の生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、毎日の卸売が開始される時までに、その日の主要な品目の卸売予定数量を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 卸売業者は、前項の生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、毎日の卸売が終了した後速やかに、売買取引の方法ごと毎日の卸売の数量、価格その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

第四十七條中「前条第一項」を「第四十六條第一項」に改める。

である場合には、」を削る。

第五十條中「に對し」の下に「、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ」を加える。

第五十一條第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、卸売業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

一 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が農林水産省令で定める率を下つた場合

二 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が農林水産省令で定める率を下つた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として農林水産省令で定める場合

第五十一條に次の一項を加える。

5 第二項第一号の流動資産の合計金額及び流動負債の合計金額並びに同項第二号の資本の合計金額並びに資本及び負債の合計金額は、農林水産省令で定めるところにより計算しなければならない。

第六十一條を第六十一條の二とし、第四章第二節中同条の前に次の一条を加える。

（売買取引の原則）

第六十一條 地方卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

第六十二條の見出しを「（売買取引の方法）」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「セリ売又は入札の方法」を「都道府県の条例で定めるところにより開設者が業務規程をもつて定め

るところに従い、せり売若しくは入札の方法又は相対取引に改め、ただし書を削る。

第六十三条（見出しを含む。）中「入荷数量」を「卸売予定数量」に改める。

第七十七条中「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第一号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第五号中「附された」を「付された」に改める。

第七十八条中「十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第六号中「附された」を「付された」に改める。

第七十九条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第八十条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第八十二条中「三万円」を「十万円」に改め、同条を第八十三条とし、第八十一条の次に次の一条を加える。

第八十二条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第二十九条第一項の規定に違反して同項の写しを備えて置かず、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による閲覧を拒んだ者

二 第三十条の規定に違反した者

（食品流通構造改善促進法の一部改正）

第二條 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項に次の一号を加える。

四 卸売市場開設者等のうち政令で定めるものの経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中卸売市場法第四十六條の改正規定
平成十一年十月一日

二 第一條中卸売市場法第二十條の改正規定、同法第二十九條から第三十二條までの改正規定（同法第三十條に係る部分に限る。）、同法第五十一條の改正規定、同法第六十二條の改正規定、同法第六十三條の改正規定及び同法第八十一條の次に次の一条を加える改正規定（同法第八十二條第二号に係る部分に限る。）
平成十一年四月一日

（卸売市場整備基本方針についての経過措置）

第二條 この法律の施行の際現に改正前の卸売市場法（以下「旧法」という。）第四條第一項の規定により定められている卸売市場の整備を図るための基本方針は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに改正後の卸売市場法（以下「新法」という。）第四條第五項の規定により変更されたときは、その変更された日）までの間は、新法第四條第一項の規定により定められた卸売市場の整備を図るための基本方針とみなす。

（中央卸売市場の業務規程に関する経過措置）

第三條 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第八條の認可を受けて開設されている中央卸売市場（以下この条において「既設中央卸売市場」という。）を開設している地方公共団体は、新法の規定により必要となる業務規程の変更につき、この法律の施行の日から起算して十月を経過する日までに、新法第十一條第一項の規定による認可の申請をしなければならない。

2 既設中央卸売市場の業務規程は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の認可の処分があった既設中央卸売市場にあっては当該変更の認可に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の認可又は変更の認可の拒否の処分がなかった既設中央卸売市場にあっては当該変更の認可又は変更の認可の拒否の処分があった日（当該変更の認可の処分があった日後に当該変更の認可に係る業務規程の効力が発生するもの

にあつては、その効力が発生する日）までは、新法第三章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

（事業報告書の写しの備付け及び閲覧に関する経過措置）

第四條 新法第二十九條の規定は、平成十一年四月一日に始まる事業年度（四月から九月まで及び十月から翌年三月までを事業年度とする卸売業者にあっては、平成十一年十月一日に始まる事業年度）に係る事業報告書から適用する。

（罰則についての経過措置）

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七條 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、卸売市場を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、卸売市場の健全な発展及び活性化を図る観点から、卸売市場に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

第一章 総則（第一條・第二條）

第二章 農林物資規格調査会（第三條―第六條）

第三章 日本農林規格の制定（第七條―第十三條）

第四章 日本農林規格による格付

第一節 格付（第十四條―第十五條の七）

第二節 登録格付機関（第十六條―第十七條の五）

第三節 登録認定機関（第十七條の六―第十八條の九）

第四節 格付の表示の保護（第十八條―第十九條の二）

第五節 外国における格付（第十九條の二の二―第十九條の六）

第六節 登録外国格付機関（第十九條の六の二―第十九條の六の三）

第七節 登録外国認定機関（第十九條の六の四）

第八節 格付の表示の付してある農林物資の輸入等（第十九條の七―第十九條の七の二）

第五章 品質表示等の適正化（第十九條の八―第十九條の十一）

第六章 雑則（第二十條―第二十三條）

第七章 罰則（第二十四條―第二十六條）

附則

第一章 総則

第二條第二項中「名称」の下に「及び原産地」を加え、同条第四項中「であつて、次に掲げるもの」を削り、同項各号を削り、同条第五項中「とは、第十六條第二項」を、「登録認定機関」、「登録外国格付機関」又は「登録外国認定機関」とは、それぞれ第十六條第二項、第十七條の六の二の二の二項において準用する第十六條第二項又は第十九條の六の四第二項において準用する第十六條第二項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 農林物資規格調査会

第三條の前の見出しを削る。

第六條の次に次の章名を付する。

第三章 日本農林規格の制定

第七條第二項中「見出し」の下に「並びに国際的な規格の動向」を加え、同條第四項中「調査会の意見をきかなければ」を「あらかじめ調査会の議決を経なければ」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、第十九條の八第一項に規定する飲食料品又は同條第三項に規定する農林物資について第一項の規定により規格を制定するときは、その品質に関する表示の基準を定めないうものとする。ただし、同條第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準において定められた事項以外の事項について品質に関する表示の基準を定めるときは、この限りでない。

第八條第二項中「制定する」を「制定すべきものと認めるときは、同項の原案を調査会に付議するものとし、その制定の」に、「附して」を「付して」に改め、同條に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、前項の規定による通知をしうとするとときは、あらかじめ調査会の意見を聴かなければならない。

第九條の見出しを削り、同條の前に見出しとして「（日本農林規格の確認、改正及び廃止）」を付し、同條中「改正」を「確認、改正」に改める。

第九條の次に次の一項を加える。

第九條の二 農林水産大臣は、第七條（前條において準用する場合を含む。）の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した日本農林規格がなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに調査会の審議に付し、速やかにこれを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、若しくは廃止しなければならぬ。

2 日本農林規格の確認は、これを公示してしなければならない。

第十二條ただし書中「同條第四項第二号又は第三号に掲げる」を削り、「同條第三項第二号」を「同号」に改める。

第十三條第四項中「その改正をしなければ」を「その改正について調査会の審議に付さなければ」に改め、同條の次に次の章名及び節名を付する。

第四章 日本農林規格による格付

第一節 格付

第十四條の前の見出しを削り、同條に見出しとして「（都道府県等の行う格付）」を付し、同條第三項及び第四項を次のように改める。

3 第一項後段の規定により農林水産省の機関が行う格付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

4 第一項後段の規定により登録格付機関が行う格付を受けようとする者は、政令で定めるところにより当該登録格付機関が農林水産大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録格付機関に納付しなければならない。

第十五條に見出しとして「（製造業者等の行う格付）」を付し、同條第一項を次のように改める。

農林物資の製造又は加工（調整又は選別を含む。以下同じ。）を業とする者（以下「製造業者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受けて、その製造又は加工する当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示（農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）第十六條第一項の規定による表示を除く。以下同じ。）を付することとができる。

第十五條第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同條第六項とし、同條第三項中「第一項の規定により」を「第三項の規定により」に、「前條第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第二項中「前條第一

項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 農林物資の生産業者その他の農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「生産行程管理者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示（第二條第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。）を付することができる。

3 前二項の認定を受けた農林物資の製造業者又は生産行程管理者は、その表示を能率的に行うため特に必要があるときは、これらの規定による格付前に、当該認定に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付しておくことができる。

第十五條に次の三項を加える。

7 第一項又は第二項の規定により農林水産大臣が行う認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

8 第一項又は第二項の規定により登録認定機関が行う認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより当該登録認定機関が農林水産大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録認定機関に納付しなければならない。

9 前條第二項の規定は、第一項又は第二項の格付について準用する。

第十五條の二の見出し中「承認又は」を削り、同條第一項を削り、同條第二項中「前條第一項の認定を受けた農林物資の製造業者又は生産行程管理者」を「認定製造業者又は認定生産行程管理者」に改め、同項第一号中「前條第二項又は第三項」を「第十五條第四項若しくは第五項、第十八條第一項若しくは第三項又は第十九條」に改め、同項第一

二号中「前條第四項」を「第十五條第六項」に改め、同項第五号中「前條第一項」を「第十五條第一項又は第二項」に改め、同項を同條第一項とし、同條第三項を削り、同條第四項中「第一項又は第二項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とし、同條第五項を同條第三項とし、同條を第十五條の五とし、同條の次に次の二條を加える。

（小分け業者による格付の表示）

第十五條の六 農林物資の小分けを業とする者（小分けして自ら販売することを業とする者を含む。以下「小分け業者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受けて、格付の表示（第二條第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。以下この項及び第十九條の三の二において同じ。）の付してある当該認定に係る農林物資（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。同條において同じ。）について、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

2 第十五條第六項から第八項までの規定は前項の認定について、第十五條の二から前條までの規定は同項の認定を受けた農林物資の小分け業者（以下「認定小分け業者」という。）について、それぞれ準用する。この場合において、同條第一項第一号中「第十五條第四項若しくは第五項、第十八條第一項」とあるのは、「第十八條第一項」と読み替えるものとする。

（輸入業者による格付の表示）

第十五條の七 第十九條の十第一項に規定する指定農林物資（以下この条及び第十八條第一項第四号において「指定農林物資」という。）の輸入業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業所及び指定農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受

けて、農林水産省令で定める事項が記載されて
いる証明書又はその写しが添付されている当該
認定に係る指定農林物資について、その輸入す
る当該指定農林物資又はその包装、容器若しく
は送り状に格付の表示を付することができ、
2 前項の証明書は、外国（当該指定農林物資に
ついて日本農林規格による格付の制度と同等の
水準にあると認められる格付の制度を有してい
る国として農林水産省令で定めるものに限る。）
の政府機関その他これに準ずるものとして農林
水産大臣が指定するものによつて発行されたも
のに限る。

3 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、
遅滞なく当該指定に係る外国の政府機関に準ず
るものの名称その他の農林水産省令で定める事
項を公示しなければならない。

4 第十五条第六項から第八項までの規定は第一
項の認定について、第十五条の二から第十五条
の五までの規定は同項の認定を受けた指定農林
物資の輸入業者（以下「認定輸入業者」という。）
について、それぞれ準用する。この場合におい
て、同条第一項第一号中「第十五条第四項若し
くは第五項、第十八条第一項」とあるのは、「第
十五條第一項」と読み替へるものとする。
第十五条の次に次の三條を加へる。

（承継）

第十五条の二 前条第一項の認定を受けた農林物
資の製造業者（以下「認定製造業者」という。）
が当該認定に係る農林物資の製造若しくは加工
の事業の全部を譲渡したとき、又は同条第二項
の認定を受けた農林物資の生産行程管理者（以
下「認定生産行程管理者」という。）が当該認定
に係る農林物資の格付の事業の全部を譲渡した
ときは、その事業の全部を譲り受けた者は、そ
の認定製造業者又は認定生産行程管理者の地位
を承継する。

2 認定製造業者又は認定生産行程管理者につい
て相続又は合併があつたときは、相続人（相続
人が二人以上ある場合において、その全員の同

意により事業を承継すべき相続人を選定したと
きは、その者）又は合併後存続する法人若しく
は合併により設立した法人は、その認定製造業
者又は認定生産行程管理者の地位を承継する。
3 前二項の規定により認定製造業者又は認定生
産行程管理者の地位を承継した者は、遅滞なく、
その事実を証する書面を添えて、その旨を農林
水産大臣に届け出なければならない。

（事業の廃止の届出）
第十五条の三 認定製造業者が当該認定に係る農
林物資の製造若しくは加工の事業を廃止したと
き、又は認定生産行程管理者が当該認定に係る
農林物資の格付の事業を廃止したときは、当該
認定製造業者又は認定生産行程管理者は、遅滞
なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければ
ならない。

（認定の失効）
第十五条の四 認定製造業者が当該認定に係る農
林物資の製造若しくは加工の事業を廃止したと
き、又は認定生産行程管理者が当該認定に係る
農林物資の格付の事業を廃止したときは、当該
認定製造業者に係る第十五条第一項の認定又は
当該認定生産行程管理者に係る同条第二項の認
定は、その効力を失う。
第十六条の前に次の節名を付する。

第二節 登録格付機関

第十六条の見出しを「（登録格付機関の登録）」
に改め、同条第一項中「受けようとする者」の下に
「（外国にある事業所により第十四条第一項の格
付を行おうとする者を除く。）」を加へ、同条第二
項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号
中「その格付に」を「並びにその格付に」に改め、
「並びにその格付を行う区域」を削り、同条第二号
中「、営利を目的としない法人であり、かつ」を削
り、「有する者」を「有する法人」に改め、同条第
三号を次のように改める。

三 役員、法人の種類に応じて農林水産省令で
定める構成員又は職員の構成が、格付の公正
な実施に支障を及ぼすおそれがないものであ

ること。

第十六条第二項に次の一号を加へる。
四 格付に関する業務以外の業務を行つてい
る場合には、その業務を行ふことによつて格付
が公正になるおそれがないものであること。

第十六条第三項中「各号の二」を「各号のいづれ
か」に改め、同条第一号中「行なう」を「行う」
に改め、同条第二号中「第十七条の二第二項又は第
二項」を「第十七条の四第一項から第三項まで又
は第十九条の六の三第一項から第三項まで」に改
め、同条第三号中「第十七条の二第二項又は第二
項」を「第十七条の四第一項から第三項まで又は
第十九条の六の三第一項から第三項まで」に、「行
なう」を「行う」に改める。
第十六条の次に次の一條を加へる。

（登録の更新）

第十六条の二 登録格付機関の登録は、五年以上
十年以内において政令で定める期間ごとにその
更新を受けなければ、その期間の経過によつて、
その効力を失う。
2 前条第一項から第五項までの規定は、前項の
更新について準用する。
3 農林水産大臣は、第一項の規定により登録格
付機関の登録が効力を失つたときは、遅滞なく
その旨を公示しなければならない。

第十七条の四を削り、第十七条の三を第十七条
の五とする。
第十七条の二の見出し中「登録」を「登録格付機
関の登録」に改め、同条第四項中第十五条の二第
四項を「第十五条の五第二項」に、「又は第二項」
を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項と
し、同条第三項中「第一項又は前項」を「前三項」
に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前
項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、
同条第一項中「各号の二」を「各号のいづれか」に
改め、同条第一号中「第十六条第二項第一号又は
第二号」を「第十六条第二項各号」に改め、「要件」
の下に「のいづれか」を加へ、同条第三号を同項第

四号とし、同条第二号中「登録」を「第十六条第二
項の登録」に改め、同号を同条第三号とし、同条第
一号の次に次の一号を加へる。
二 第十七条の二第二項の認可を受けた格付業
務規程によらないで日本農林規格による格付
を行つたとき。

第十七条の二中第一項を第二項とし、同項の前
に次の一項を加へる。
農林水産大臣は、登録格付機関が第十六条第
三項各号のいづれかに該当するに至つたとき
は、その登録を取り消さなければならない。
第十七条の二を第十七条の四とし、第十七条の
次に次の二條を加へる。
（格付業務規程）
第十七条の二 登録格付機関は、日本農林規格に
よる格付に関する業務に関する規程（以下「格
付業務規程」という。）を定め、農林水産大臣の
認可を受けなければならない。これを変更しよ
うとするときも、同様とする。
2 格付業務規程で定めるべき事項は、農林水産
省令で定める。

3 農林水産大臣は、第一項の認可をした格付業
務規程が格付の公正な実施上不適当となつたと
認めるときは、その格付業務規程を変更すべき
ことを命ずることができる。
（帳簿の記載）
第十七条の三 登録格付機関は、農林水産省令で
定めるところにより、帳簿を備へ、日本農林規
格による格付に関する業務に関し農林水産省令
で定める事項を記載し、これを保存しなければ
ならない。
第十八条の前に次の一節及び節名を加へる。

第三節 登録認定機関

（登録認定機関の登録）
第十七条の六 登録認定機関の登録を受けよう
とする者（外国にある事業所により第十五条第一
項若しくは第二項、第十五条の六第一項、第十
五条の七第一項、第十九条の三又は第十九条の
三の二の認定（以下この節及び第二十條第一項

において単に「認定」という。を行おうとする者を除く。は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならぬ。

2 第十六条第二項から第七項まで及び第十六条の二から第十七条の四までの規定は、登録認定機関について準用する。この場合において、第十六条第二項第一号中「農林物資の格付のため

に使用する機械器具その他の設備並びにその格付に従事する者の資格及び人員が、これらの事項について」とあるのは「認定の業務に従事する者の資格及び人員並びに認定の業務の管理に関する事項」と、同条第三項第二号及び第三号中「第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の三第一項から第三項まで」とあるのは「第十七条の六第二項において準用する第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の四第二項において準用する第十九条の六の三第一項から第三項まで」と、同条第六項中「第四項第二号若しくは第四号」とあるのは「第四項第二号から第四号まで」と読み替えるものとする。

(農林水産大臣に対する報告)

第十七条の七 登録認定機関は、認定を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(秘密保持義務等)

第十七条の八 登録認定機関の役員若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、認定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 認定の業務に従事する登録認定機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(日本農林規格登録認定機関という名称の使用

の禁止)

第十七条の九 登録認定機関でない者は、日本農林規格登録認定機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 登録認定機関は、その登録した農林物資以外の農林物資については、日本農林規格登録認定機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第四節 格付の表示の保護

第十八条第一項中「及び登録格付機関」を、「登録格付機関及び登録外国格付機関」に改め、同項第一号中「農林物資の製造業者が第十四条第三項又は第十五条第一項を」「認定製造業者が第十五条第一項又は第三項に改め、同項第一号中「農林物資の生産行程管理者が第十四条第四項又は第十五条第一項を」「認定生産行程管理者が第十五条第二項又は第三項に改め、同項第三号中「農林物資の小分け業者が前条第一項を」「認定小分け業者が第十五条の六第一項に改め、同項第六号中「第十九条の三の二第一項を」「第十九条の三の二に改め、同項を同項第七号とし、同項第五号中「第三項」を「第十九条の五第二項において準用する第十五条第三項」に改め、同項第十五条第三項に改め、同項を同項第六号とし、同項第四号中「第三項」を「第十九条の五第二項において準用する第十五条第三項」に改め、同項を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 認定輸入業者が第十五条の七第一項の規定に基づき、その輸入に係る指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

第十八条第二項中「又は登録格付機関」を、「登録格付機関又は登録外国格付機関」に改め、「第十四条第一項」の下に「又は第十九条の二の二」を加える。

第十九条の二を次のように改める。

(改善命令等)

第十九条の二 農林水産大臣は、登録格付機関の行う第十四条第一項の規定による格付(格付の

表示を含む)、認定製造業者若しくは認定生産行程管理者の行う第十五条第一項若しくは第二項の規定による格付(認定製造業者又は認定生産行程管理者の行う同条第一項から第三項までの規定による格付の表示を含む)、認定小分け業者の行う第十五条の六第一項の規定による格付の表示又は認定輸入業者の行う第十五条の七第一項の規定による格付の表示が適当でないことを認めるときは、当該登録格付機関、認定製造業者若しくは認定生産行程管理者、認定小分け業者又は認定輸入業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。

第五節 外国における格付

(登録外国格付機関の行う格付)
第十九条の二の二 登録外国格付機関は、外国において農林物資について日本農林規格による格付を行つたときは、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に、格付の表示を付することができる。

第十九条の三の前の見出しを削り、同条から第十九条の五までを次のように改める。

(外国製造業者等の行う格付)

第十九条の三 外国製造業者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、その製造又は加工する当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

2 外国生産行程管理者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、その生産行程を管理し、又は把握

している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示(第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限り、)を付することができる。

(外国小分け業者による格付の表示)

第十九条の三の二 外国小分け業者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、格付の表示の付してある当該認定に係る農林物資について、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

(格付の表示の禁止)

第十九条の四 登録外国格付機関、第十九条の三第一項の認定を受けた外国製造業者(以下「認定外国製造業者」という。)、同条第二項の認定を受けた外国生産行程管理者(以下「認定外国生産行程管理者」という。)、又は前条の認定を受けた外国小分け業者(以下「認定外国小分け業者」という。)、は、第十八条第一項第五号から第七号までに掲げる場合を除き、本邦に輸出される農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(準用)

第十九条の五 第十四条第二項及び第四項の規定は、第十九条の二の二の格付について準用する。

2 第十四条第二項及び第十五条第三項から第五項までの規定は、認定外国製造業者又は認定外国生産行程管理者について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第十九条の三」と読み替えるものとする。

3 第十五条第六項から第八項までの規定は、第十九条の三又は第十九条の三の二の認定について準用する。この場合において、同項中「登録認

有又は認定外国小分け業者」に「第五項」を一次

第十九条の六中第二項を第一項とし、第三項及

付機関が前条第二項において準用する第十六条

り消すことができる。

り消すことができる。

めるものに限る。は、当該検査を受ける登録外国格付機関の負担とする。

5 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

6 第十五条の五第二項の規定は、第一項から第三項までの規定による登録の取消しに係る聴聞について準用する。

第七節 登録外国認定機関

第十九条の六の四 登録外国認定機関の登録を受けようとする者（外国にある事業所により第十九条の三又は第十九条の三の二の認定（以下この節において単に「認定」という。）を行おうとする者に限る。は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

2 第十六条第二項から第七項まで、第十六条の二から第十七条の三まで、第十七条の七及び前条の規定は、登録外国認定機関について準用する。この場合において、第十六条第二項第一号中「農林物資の格付のために使用する機械器具その他の設備並びにその格付に従事する者の資格及び人員が、これらの事項について」とあるのは「認定の業務に従事する者の資格及び人員並びに認定の業務の管理に関する事項が」と、同条第三項第二号及び第三号中「第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の三第三項から第三項まで」とあるのは「第十七条の六第二項において準用する第十九条の六の四第二項において準用する第十九条の六の三第一項から第三項まで」と、同条第六項中「第四項第二号若しくは第四号」とあるのは「第十九条の六の四第二項において準用する第十九条の六の四第二号から第四号まで」と、第十七条の二第三項中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとす。

第八節 格付の表示の付してある農林物資の輸入等

第十九条の七中「輸入を業とする者」を「輸入業者」に改め、「を含む」の下に「以下この条において同じ」を加え、同条第三号中「第十九条の三の二第一項の規定に基づき格付の表示を付することのできる外国小分け業者」を「認定外国小分け業者」に、「同項の承認」を「その認定」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「第十九条の三第二項又は第三項の規定に基づき格付の表示を付することができる外国生産行程管理者」を「認定外国生産行程管理者」に、「同条第二項の承認又は同条第三項の承認」を「その認定」に改め、同条第三号とし、同条第一号中「第十九条の三第一項又は第三項の規定に基づき格付の表示を付することのできる外国製造業者」を「認定外国製造業者」に、「同条第一項の承認又は同条第三項の承認」を「その認定」に改め、同条を同条第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

一 当該表示が登録外国格付機関によりその登録に係る農林物資に付されたものである場合第十九条の七の二中「同条第四項第二号又は第三号に掲げる」を削り、同条の次に次の章名を付する。

第五章 品質表示等の適正化

第十九条の八第四項中「の規定は第一項第二号に掲げる農林物資に係る同項の場合について、同条第四項」を削り、「第一項の場合」を「第一項から第三項までの場合」に、「第十三条第二項」を「同条第二項」に、「第一項の規定」を「第一項から第三項までの規定」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第四項中「その改正について調査会の審議に付さなければ」とあるのは、「その改正をしなれば」と読み替えるものとする。

第十九条の八第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ調査会の意見を聴かなければならない。

第十九条の八第二項を削り、同条第一項中「次に掲げる農林物資」を「飲食料品以外の農林物資（生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、農林水産省令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めなければならない。

一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者又は販売業者が遵守すべき事項

2 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があるものとは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めることができる。

第十九条の九第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第一項」を「前条第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

農林水産大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により

定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者又は販売業者があるときは、当該製造業者又は販売業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができ

る。

第十九条の九に次の一項を加える。

4 農林水産大臣は、第一項又は第二項の指示を受けた者が、前項の規定によりその指示に従わなかつた旨公表された後において、なお正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十九条の九の次に次の二条及び章名を加える。

（指定農林物資に係る名称の表示）
第十九条の十 何人も、第二項第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格が定められている農林物資であつて、当該日本農林規格において定める名称が当該日本農林規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の農林物資についても用いられており、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものとして政令で指定するもの（以下「指定農林物資」という。）については、当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に当該日本農林規格による格付の表示が付されていない場合には、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 何人も、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 農林物資の輸入業者は、指定農林物資に係る日本農林規格による格付の表示が当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されて

おらず、かつ、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示が付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）でその輸入に係るものを販売し、販売の委託をし、又は販売のために陳列してはならない。

（名称の表示の除去命令等）

第十九条の十一 農林水産大臣は、前条の規定に違反した者に対し、指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示若しくはこれと紛らわしい表示を除去若しくは抹消すべき旨を命じ、又は指定農林物資の販売、販売の委託若しくは販売のための陳列を禁止することができ

第六章 雑則

第二十条第一項中「若しくは登録格付機関」を「登録格付機関若しくは登録認定機関」に改め、「格付」の下に「若しくは認定」を、「職員」に「登録格付機関」の下に「若しくは登録認定機関」を加え、同条第二項中「第十四条第三項若しくは第四項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行い、若しくは格付の表示を付する製造業者若しくは生産行程管理者、第十七条の四第一項の規定に基づき格付の表示を付する小分け業者若しくは第十九条の八第一項を「認定製造業者若しくは認定生産行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、第十九条の八第一項から第三項まで」に改め、「若しくは販売業者」の下に「若しくは指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者」を加え、「若しくは品質に関する表示」を「品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示」に、「店舗、事務所」を「工場、店舗、事務所、事業所」に改め、同条第三項中「第一項又は前項」を「前二項」に改める。

第二十一条第一項第二号中「表示」の下に「又は指定農林物資に係る名称の表示」を加え、同条第二項中「第十九条の五」を「第十九条の五第四項」に、「第十九条の八及び第十九条の九」を「及び

第十九条の八から第十九条の十一まで」に改める。

（登録認定機関の処分等）

第二十一条の二 この法律の規定による登録認定機関の処分又は不作為について不服がある者は、農林水産大臣に対して行政不服審査法（昭和三十一年法律第六十号）による審査請求をすることができ、

第二十三条の次に次の章名を付する。

第七章 罰則

第二十四条の前の見出しを削り、同条第二号中「第十五条第二項又は第三項」を「第十五条第四項又は第五項」に改め、同条第五号中「第十九条の五」を「第十九条の五第二項」に、「第十五条第二項又は第三項」を「第十五条第四項又は第五項」に改める。

第二十四条の二 第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削る。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。
第二十四条の二の二 第十七条の八第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条の三 第一号中「第十七条の三第一項」を「第十七条の五第一項又は第十七条の九第一項」に改め、同条第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

一 第十九条の二の規定による格付の表示の除去又は抹消の命令に違反した者
三 第十九条の九第四項の規定による命令に違反した者
四 第十九条の十一の規定による処分に違反した者

第二十四条の四 中「登録格付機関」の下に「又は登録認定機関」を加え、同条第一号中「第十六条第六項」の下に「（第十七条の六第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第十七条の三第二項」を「第十七条の五第二項又は第

十七条の九第二項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第十七条の三（第十七条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

第二十五条第一項中「前四条」を「第二十四条、第二十五条の二、第二十四条の三又は第二十四条の四」に改める。

本則に次の一条を加える。

第二十六条 第十五条の二第三項又は第十五条の三（これらの規定を第十五条の六第二項又は第十五条の七第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第六条第一項及び第二項の規定は、公布の日から施行する。

（日本農林規格に関する規定の施行前の準備）
第二条 農林水産大臣は、日本農林規格を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、この法律による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「新法」という。）第二条第四項、第七條から第九條まで、第十条第一項及び第十三條の規定の例によるものとする。

2 前項の規定により制定され、又は改正された日本農林規格は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第七條第一項の規定により制定され、又は新法第九條において準用する新法第七條第一項の規定により改正されたものとみなす。

（日本農林規格に関する経過措置）
第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「旧法」という。）第七條

の規定により制定されている日本農林規格は、施行日において新法第九條において準用する新法第七條の規定により確認されたものとみなす。

（農林物資の製造業者等に関する経過措置）
第四条 この法律の施行の際現に旧法第十四条第三項又は第四項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行っている農林物資の製造業者又は生産行程管理者（新法第十五条第一項又は第二項の認定を受けた者を除く。以下この条において同じ。）については、施行日から三年を経過する日までの間は、旧法第十四条第三項及び第四項、第十五条、第十五条の二、第十九条の二並びに第二十条第二項（これらの規定に係る罰則を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 この法律の施行の際現に旧法第十七条の四第一項の規定に基づき格付の表示を付することができ、農林物資の小分け業者（新法第十五条の六第一項の認定を受けた者を除く。以下この条において同じ。）については、施行日から一年を経過する日までの間は、旧法第十七条の四、第十九条の二及び第二十条第二項（これらの規定に係る罰則を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 この法律の施行の際現に旧法第十九条の三第一項又は第二項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行っている外国製造業者又は外国生産行程管理者（新法第十九条の三の認定を受けた者を除く。以下この条において同じ。）については、施行日から三年を経過する日までの間は、旧法第十九条の三第一項から第三項まで及び第十九条の四から第十九条の六まで（これらの規定に係る罰則を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

4 この法律の施行の際現に旧法第十九条の三の

第二項の規定に基づき格付の表示を付することとができる外国小分け業者（新法第十九条の三の二の認定を受けた者を除く。以下この条において同じ。）については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、旧法第十九条の三の二第一項及び第十九条の四から第十九条の六まで（これらの規定に係る罰則を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的調整等は、政令で定める。

5 第一項の農林物資の製造業者及び生産行程管理者、第二項の農林物資の小分け業者、第三項の外国製造業者及び外国生産行程管理者並びに前項の外国小分け業者に対する新法第十八条第一項ただし書の規定の適用については、同項第一号中「認定製造業者が第十五条第一項又は第三項」とあるのは「農林物資の製造業者が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「旧法」という。）第十四条第三項又は第十五条第一項」と、同項第二号中「認定生産行程管理者が第十五条第二項又は第三項」とあるのは「農林物資の生産行程管理者が改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十四条第四項又は第十五条第一項」と、同項第三号中「認定小分け業者が第十五条の六第一項」とあるのは「農林物資の小分け業者が改正法附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十七条の四第一項」と、同項第五号中「第十九条の三第一項又は第三項」とあるのは「改正法附則第四条第三項又は第五項において準用する第十五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九条の三第一項又は第三項」と、同項第六号中「第十九条の三第二項又は第三項」とあるのは「改正法附則第四条第三項又は第五項において準用する第十五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九条の三第二項又は第三項」と、同項第七号中「第十九条の三の二」とあるのは「改正法附則第四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九条の三の二第一項」とする。

第三項」とあるのは「改正法附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九条の三第二項又は第三項」と、同項第七号中「第十九条の三の二」とあるのは「改正法附則第四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九条の三の二第一項」とする。

6 第三項の外国製造業者及び外国生産行程管理者並びに第四項の外国小分け業者に対する新法第十九条の七ただし書の規定の適用については、同条第二号中「認定外国製造業者によりその」とあるのは「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第号。以下「改正法」という。）附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「旧法」という。）第十九条の三第一項又は第三項の規定に基づき格付の表示を付することができる外国製造業者により同条第一項の承認又は同条第三項の」と、同条第三号中「認定外国生産行程管理者によりその」とあるのは「改正法附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九条の三第二項又は第三項の規定に基づき格付の表示を付することができる外国生産行程管理者により同条第二項の承認又は同条第三項の」と、同条第四号中「認定外国小分け業者によりその」とあるのは「改正法附則第四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九条の三の二第一項の規定に基づき格付の表示を付することができる外国小分け業者により同項の承認」とする。

（登録格付機関に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十六条第二項の規定により農林水産大臣の登録を受けている法人は、新法第十六条第二項の規定により農林水産大臣の登録を受けた登録格付機関とみなす。

2 前項の規定により登録格付機関とみなされた法人は、施行日から三月以内に、新法第十四条第四項及び第十七条の二第一項の認可の申請をしなければならぬ。

3 前項の法人は、施行日から同項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、従前の条件で新法第十四条第一項の格付を行うことができる。

4 第一項の規定により登録格付機関とみなされた法人についての登録の取消し及び日本農林規格により行う格付の停止の命令については、新法第十七条の四第一項から第三項までの規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

（品質に関する表示の基準に関する規定の施行前の準備）

第六条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、新法第十九条の八第一項に規定する飲食料品について、同項並びに同条第二項及び第四項から第六項までの規定の例により、その品質に関する表示の基準を定め、これを告示することができる。

2 前項の規定により定められた品質に関する表示の基準は、施行日において新法第十九条の八第一項又は第二項の規定により定められたものとみなす。

3 施行日において新法第十九条の八第一項に規定する飲食料品の品質に関する表示の基準が施行されていない場合には、当該基準が施行されるまでの間は、旧法第十九条の八第一項の規定によりこの法律の施行の際現に定められている品質に関する表示の基準で当該飲食料品に係るものは、なおその効力を有する。

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる品質に関する表示の基準を守らない製造業者又は販売業者に対する処分については、なお従前の例による。

（品質に関する表示の基準に関する経過措置）

第七条 新法第十九条の八第三項に規定する農林

物資についてこの法律の施行の際現に旧法第十九条の八第一項の規定により定められている基準は、新法第十九条の八第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準とみなす。

第八条 新法第十九条の九第四項の規定は、この法律の施行後にした行為について適用し、この法律の施行前にした行為については、なお従前の例による。

（その他の処分、手続等に関する経過措置）

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又は新法に基づく命令の規定に相当の規定があるものは、新法又は新法に基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（品質に関する表示の基準に関する経過措置）

（品質に関する表示の基準に関する経過措置）

（品質に関する表示の基準に関する経過措置）